

森林経営管理制度・森林環境譲与税ニュース

「シューセキ！」 令和5年6月号

発行：林野庁森林集積推進室



## 1. 林野庁の動き（5月）

### （1）「森林経営管理リーダー育成研修」の研修生を募集開始

林野庁では、令和元年度から、都道府県や市町村支援組織の担当職員を対象に、市町村を支援する技術者を育成する「森林経営管理リーダー育成研修（森林経営管理制度円滑化研修）」を開催しています。今年度からは、研修内容を「初心者向け」から「応用編」に見直し、市町村の取組に当たって特に課題となっている「委託希望」の回答への対応や、所有者不明森林への対応を中心に、課題解決の手法を説明する予定です。

5月29日から、今年度の「森林経営管理リーダー育成研修」のうち東京会場（7/11-13）と福井会場（8/1-3）について、研修生の募集を開始しました。

都道府県で市町村支援を担当する職員や、市町村支援に取り組む団体の職員の皆様におかれは、「森林経営管理リーダー」に求められる最新の知識・技術の習得に向けて、積極的なご参加をお願い致します。（市町村の担当職員も受講可能です。）

研修生の募集は、都道府県を通じて行っておりますので、参加ご希望の方は、各都道府県へご連絡願います。

なお、青森会場（8/30-9/1）、山口会場（9/12-14）、奈良会場（10/3-5）、徳島会場（10/31-11/2）、宮崎会場（11/20-22）については、6月から募集を開始する予定です。

### （2）森林経営管理制度の実施状況調査とアンケート調査を開始

林野庁では、毎年度、都道府県と市町村に対して、森林経営管理制度の実施状況に関する調査を実施しています。令和4年度の実績に関する調査は、5月24日から開始しました（6月23日締切）。

今年度の調査では、新たに、意向調査の結果、「委託希望」の回答があったものの、集積計画が策定されていない森林への対応状況についても、調査を行うこととしました。

また、制度創設から5年目を迎えるに当たり、制度の推進に向けた課題を把握するため、「森林経営管理制度に係るアンケート調査」も行います。

業務ご多忙の中、大変恐縮ですが、調査へのご協力をよろしくお願い致します。（なお、市町村向けアンケートは、オンラインで回答可能です。）

### （3）地域林政アドバイザーの募集を希望する市町村一覧を公表

「地域林政アドバイザー」制度は、森林・林業の知識・経験を有する技術者が、市町村又は都道府県からの委嘱又は在籍法人への業務委託を受けて、市町村の森林・林業行政を支援する活動を行う仕組みです。

この度、林野庁では、令和5年度及び6年度以降に地域林政アドバイザーの募集を希望する市町村をとりまとめ、以下の林野庁HPに一覧表を掲載しました。一覧表には、全国26道県の54市町村を掲げております。

各都道府県・市町村におかれは、本資料に基づき、地域林政アドバイザーへの応募に関

する問合せがあった場合には、適切に対応頂けるよう、お願い致します。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tiikirinnseiadobaiza.html#T-4>

#### （４）研修・説明会への講師派遣

５月は、以下の７回の研修・説明会に、林野庁森林集積推進室から講師を派遣しました。各研修・説明会では、森林経営管理制度と森林環境譲与税の概要や取組のポイント、所有者不明森林等の特例措置の活用、森林境界の明確化等について説明した上で、質疑応答を行いました。

都道府県や市町村で、研修・説明会への講師派遣のご希望がある場合には、お気軽に森林集積推進室までご相談願います。（※旅費・謝金の負担はありません。）

９日：森林技術総合研修所「令和５年度森林総合監理士育成（前期）研修（オンライン）」（１８市町村、国、県職員、民間団体など計８３名が参加）

１９日：（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会主催「地図づくりシンポジウム in 岐阜 2023」（１３市町村、県職員、民間団体など計１９９名が参加）

１９日：岡山県「令和５年度岡山県市町村等支援研修①（森林経営管理制度）」（５市町村、民間団体など計９名が参加）

２２日：高知県「森林経営管理制度研修会」（２７市町村、国、県、民間団体など計１１５名が参加）

２３日：三重県「令和５年度市町職員講座（地域林政アドバイザー講座分）」（９市町、民間団体など計２３名が参加）

２９日：新潟県「令和５年度森林経営管理制度等担当職員研修会」（県、民間団体など計９名が参加）

３０日：岡山県「令和５年度林業経営体育成研修（森林経営管理制度全般）」（民間団体の計７名が参加）

#### （５）都道府県・市町村等との意見交換を実施

林野庁では、都道府県・市町村と森林経営管理制度・森林環境譲与税の活用促進に向けた意見交換を進めています。４月以降、東京都（４/１８）、群馬県、甘楽町（以上４/２８）、奈良県十津川村（５/１１）、高知県、土佐町、本山町（以上５/２２）、和歌山県、田辺市、白浜町（以上５/３１）の皆様と意見交換をさせて頂きました。

今後も、皆様と意見交換しながら、制度・譲与税の活用促進に向けた取組を強化して参ります。

## ２．各地の動き

### （１）「現代林業」が所有者不明森林等の特例措置を特集

全国林業改良普及協会の雑誌「現代林業」６月号に、「特集：事例にみる所有者不明森林の適切な経営管理」として、森林経営管理制度の所有者不明森林等の特例措置に関する記事が掲載されました。

森林経営管理制度には、森林所有者の一部又は全部が不明であっても、市町村による森林の経営管理を可能とする「所有者不明森林等の特例措置」があります。これまで、全国の５市町（北海道千歳市、青森県三戸町、群馬県甘楽町、京都府綾部市、鳥取県若桜町）が特例

措置を活用しています。

同誌の特集では、林野庁森林集積推進室の安藤から特例措置の概要を説明した上で、青森県三戸町、京都府綾部市、鳥取県若桜町の取組事例が詳しく紹介されています。

なお、林野庁の情報誌「林野」5月号にも、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」の紹介記事を掲載しております。

[https://www.ringyou.or.jp/publish/detail\\_1836.html](https://www.ringyou.or.jp/publish/detail_1836.html)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/attach/pdf/0505-8.pdf>

## （２）「木材建材ウイクリー」が森林環境譲与税を特集

日刊木材新聞社の「木材建材ウイクリー」5月15日号（No.2398）に、「特集：森林環境譲与税ー森林整備の拡大で活用比率高まる」と題する記事が掲載され、譲与税の活用状況と自治体の取組が紹介されました。

自治体の取組としては、北海道釧路市、秋田県大館市、東京都日野市、神奈川県川崎市、新潟県柏崎市、愛知県安城市、三重県、大阪府、愛媛県内子町、岡山県岡山市、奈良県、高知県仁淀川町、長崎県対馬市、大分県日田市、鹿児島県始良市の15事例が紹介されました。

[https://jfpj.jp/mokuzai\\_weekly/26446](https://jfpj.jp/mokuzai_weekly/26446)

## （３）埼玉県越谷市と小鹿野町が森林整備協定を締結

埼玉県は、令和3年度に「埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター」を設置して、都市部の市町と山側の市町村が連携して森林整備や木材利用等を行う取組を支援しています。

同センターの支援を受けて、埼玉県越谷市と小鹿野町は、5月1日に「森林整備の実施に関する協定」を締結しました。同協定では、越谷市が、森林環境譲与税を活用して、小鹿野町に「こしがや・おがの交流の森」（1.5ha）を整備することで、「埼玉県森林CO2吸収量認証制度」に基づくカーボンオフセットの実施や、越谷市民を対象とした植樹体験、環境学習などを通じて、相互の交流の促進を図ることとしています。

今回の協定締結は、同センターの取組による初めての実績となります。

[https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi\\_shisei/shisei/koho/kisyakaiken/2023/files/1kyoutei.pdf](https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/shisei/koho/kisyakaiken/2023/files/1kyoutei.pdf)

## （４）愛知県豊田市「第4次森づくり基本計画」を策定

愛知県豊田市は、昨年度末に、「新・豊田市100年の森づくり構想」（平成29年度策定）の実行計画に当たる「第4次豊田市森づくり基本計画」（令和5年度～令和14年度）を策定しました。

同計画では、「公益的機能が発揮される森づくり」、「木材の循環利用を進める森づくり」、「地域づくりと一体となった森づくり」、「人材育成と共働による森づくり」の4つの基本理念を掲げた上で、「過密人工林の健全化」、「持続可能な森づくりに向けた仕組みの整備」など、10の取組項目を明記しています。

計画推進に当たっては、森林環境譲与税を有効に活用するとともに、カーボンニュートラルやSDGs、デジタル技術の進歩など、森林施策を取り巻く環境変化に柔軟に対応することとしています。

### 3. 林野庁からのお知らせ

#### (1) 森林技術総合研修所研修「市町村林務担当者（地域林政アドバイザー）」の研修生を募集中

林野庁森林技術総合研修所（東京都八王子市）は、8月7日～10日に「市町村林務担当者（地域林政アドバイザー）研修」を開催します。

同研修では、地域における市町村林務行政のアドバイザーとなり得る者を対象に、市町村における森林・林業施策、森林計画制度・森林法令、森林経営・森林整備、森林情報の活用、アドバイザーの取組事例の紹介などの幅広い内容の講義を行います。

研修生の募集は、都道府県を通じて行っておりますので、参加ご希望の方は、各都道府県へご連絡願います（締切：6月28日）。

#### (2) 令和5年4月27日から「相続土地国庫帰属制度」がスタート

「相続土地国庫帰属制度」は、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」などの理由により、「相続した土地を手放したい」というニーズが高まる中、将来における所有者不明土地の発生を予防するため、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする仕組みです。

国庫帰属には、一定の要件が課せられており、森林の場合、帰属が承認されない主なケースは以下のとおりです。

1. 境界が明らかでない森林（測量や境界確認書の提出までは求めない）
2. 崖（勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの）がある森林で擁壁工事等を実施する必要があるもの
3. 治山事業の計画がある森林
4. 森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林、被害拡大防止森林、地区実施計画の対象森林
5. 入会権や森林経営管理法に基づく経営管理権が設定されている森林
6. 森林組合等への森林経営委託契約等の管理や経営に関する委託契約を締結している森林
7. 国による整備（造林、間伐、保育）が必要な森林
  - ①間伐の実施を確認することができない人工林
  - ②標準伐期齢に達していない天然林
8. 竹林（放置すると周辺の土地に侵入するおそれや森林の公益的機能の発揮に支障を生じるおそれがあるために定期的な伐採を行う必要がある竹）

申請は法務局が受け付けますが、帰属が認められた森林は、森林管理局・署が国有林（普通財産）として管理を行います（地域森林計画、市町村森林整備計画の対象から外れます）。

土地所有者から法務局に、森林について相談があった場合、法務局は所有者に対して、森林経営管理制度を紹介することとされており、今後、所有者から市町村に相談が寄せられることが想定されます。また、申請が行われた後も、法務局から、都道府県や市町村に対し

て、寄附受けや森林経営管理制度の活用に関する確認や、森林の状況に関する資料の提供依頼が行われますので、適宜ご対応をお願いします。

法務省 HP : [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00454.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html)

法務省申請の手引 : <https://www.moj.go.jp/content/001390195.pdf>

法務省施行通達 : <https://www.moj.go.jp/content/001390204.pdf>

#### 4. 6月の林野庁予定

6月1日 : 和歌山県「令和5年度市町村林務関係職員研修【森林経営管理法（一般）】」（講師：安田、長谷川）

6月6日 : 長野県「森林経営管理制度等市町村向けオンライン研修会（1回目）」（講師：安田）

6月7日 : 栃木県「令和5年度第1回森林経営管理制度研修会」（講師：福田）

6月9日 : 長野県「森林経営管理制度等市町村向けオンライン研修会（2回目）」（講師：安田）

6月9日 : 埼玉県「令和5年度森林計画制度・森林環境譲与税等市町村担当者会議」（講師：福田）

6月20日 : 熊本県説明会（講師：福田）

6月20日 : 森林技術総合研修所「市町村林務担当者（基礎）研修」（講師：安田）

6月30日 : 岡山県「森林経営管理制度連携推進会議」（講師：未定）

本誌への記事掲載をご希望される都道府県・市町村がございましたら、森林集積推進室までご相談願います。ご提供いただいた情報は、担当者にご相談の上、公開可能な情報のみ掲載することも可能です。

#### ※シューセキ！定期配信のお申し込み

シューセキ！の定期配信をご希望される方は、所属・氏名・電話番号を明記の上、「定期配信を希望する」旨、下記のメールアドレスまでご連絡願います。

##### （連絡先）

林野庁森林利用課 森林集積推進室

（室長） 福田

（森林経営管理制度）安田、武山、長谷川、新井

（森林環境譲与税） 齊藤、中口、椿

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-6744-2126

Mail : [shinrin\\_keieikanri@maff.go.jp](mailto:shinrin_keieikanri@maff.go.jp)